

第13回 憲法と平和を考えるつどい

核戦争をふせぐために

—SDI(戦略防衛構想)・国家機密法をめぐって—

1985年8月8日(木)

p.m. 6:30 - 8:30

宮崎市中央公民館

大研修室 (Tel. (0985)
29-8455)

参加券 300円

主催：科学者会議宮崎支部

宮崎民主法律家協会

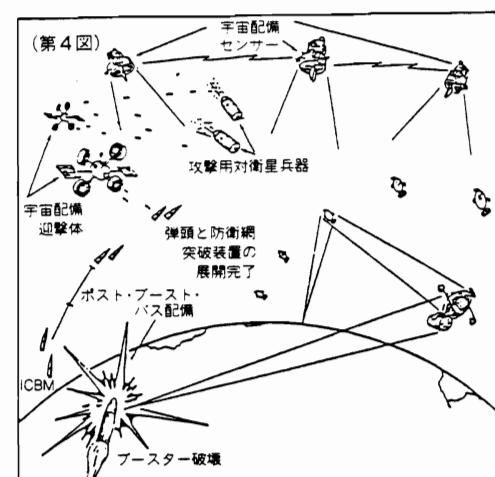
連絡先：宮崎中央法律事務所

Tel. 0985-24-8820

- SDIとは何か
- SDIは核廃絶への道か?
- 核問題と国家機密法 — 後藤好成氏 (弁護士)

科学者会議宮崎支部

SDI研究ワーキンググループ



新たな核軍拡を準備するSDIが大きな問題になっています。今回は、このSDIについていくつかの側面から議論を深めたいと考えます。

原水禁世界大会をはじめとして、核兵器廃絶の世論が高まっています。

「つどい」への積極的な参加を強く呼びかけます。

第13回 奪法と平和を考えるつどい

核戦争をふせぐために 資料集もくじ

—SDI(戦略防衛構想)・国家機密法をめぐって—

- SDIとは何か
- SDIは核廃絶への道か?
- 核問題と国家機密法 — 後藤好成氏 (弁護士)

科学者会議宮崎支部
SDI研究ワーキンググループ

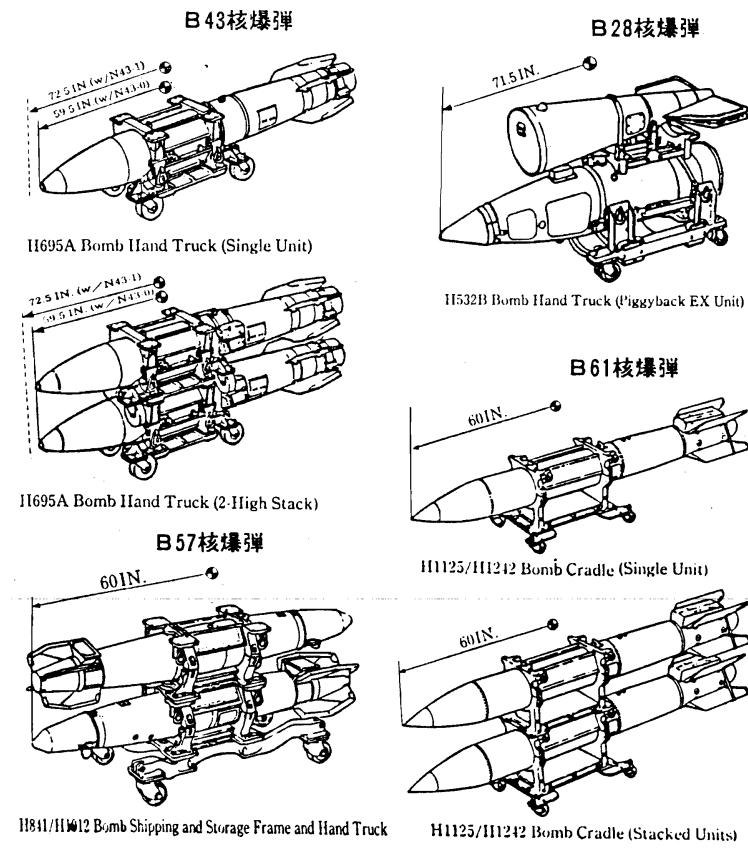
1985年8月8日(木)

P.m. 6:30 - 8:30

宮崎市中央公民館

大研修室 (Tel. (0985) 29-8455)

主催：科学者会議宮崎支部
宮崎民主法律家協会



- 1) 「SDIとは何か」レジメ p. 1 ~ 15
- 2) 「SDIは核廃絶への道か」レジメ p. 16 ~ 17
- 3) 「核問題と国家機密法」レジメ p. 18
- 4) 「国家機密法」全文 p. 18
- 5) 核兵器の蓄積 p. 19
- 6) SDIの政治的側面 p. 20
- 7) 米日防衛の注目する日本の先端技術 p. 21
- 8) SDIに反対する科学者のアピール p. 22
- 9) 湯川・朝永宣言 p. 23
- 10) 59中業、半軍秘密文書(1950年代) p. 24
- 11) シーレーン洋上防空構想 p. 25
- 12) 「国家機密法」をめぐる p. 26 ~ 33
- 13) 「国家機密法」自民党一問一答 p. 28 ~ 30
- 14) 学問・研究の自由と国家機密法 p. 31
- 15) 原水禁世界大会日際会議「よびかけ」(1985年8月3日) p. 34

SDI (戦略防衛構想)とは何か Strategic Defence Initiative

日本科学者会議宮崎支部
SDI研究ワーキンググループ

目 次

§1. SDIの目的と特徴

§2. SDIの技術的内容

§3. レーザー兵器

- 1) レーザー光の特徴
- 2) エマニアレーザーと電磁波ストップトル
- 3) レーザーの原理
- 4) 兵器としてのレーザー
- 5) X線・Y線レーザー

§4. 粒子ビーム兵器

- 1) 粒子ビーム
- 2) 粒子型加速器(LINAC)
- 3) 粒子ビーム兵器の能力と向是點

§5. SDI批判

- 1) SDIの向是點
- 2) 密度する最近の情勢

§1. SDIの目的と特徴

SDIの具体的な構想については、公式には何も発表されていない。概念的なものとしては、レーガン大統領の演説や、次の米国公文書がある。

- ・「レーガン大統領の戦略防衛構想」(ホワイトハウス報告書、'85.1)
- ・「導道ミサイル防衛とアメリカの国家安全保障」(ホフマン報告、'83.10)
- ・「導道ミサイルに対する防衛～技術的・政策的意味の評価～」
(フレッチャ報告 '84.3)

これらによると、SDIの主な目的・特徴としては、次の3点が提唱されている。

- ・ICBM(大陸間導道ミサイル)を無効化する防衛システムを作る。つまり、
「非核」防衛が可能となるか。
- ・核戦争抑止力を強化し安定性を増加させる。米国の安全を強化する。
- ・米国の科学技術能力を動員して開発する。'85~'90の間に
約260億ドル(約6兆円)の研究費を投人する。

これらは、表面上核戦争を防ぐため、防衛のための研究を述べている。しかし、実際には一大軍事プロジェクトであり、宇宙空間をもよき込んだ、全世界規模での核戦争の危険性を増大させるものである。我々は、この事をより認識する必要がある。

§2. SDIの技術的内面

ICBM攻撃の特性の分析と、それに応じた効果的防衛を検討している。

1) ミサイル軌道の諸段階

- ブースト段階(0~3分)：ロケット噴射で発見可能。構造的に弱く、破壊可能。
- ポストブースト又は配備段階(~10分)：複数弾頭が発生する。
- ミッドコース段階(~30分)：大気圏外の弾道飛行。各弾頭がひとりお体を持ち去る。
- 最終段階(~32分)：大気圏再突入

2) ミサイルの各段階に対する3段なりし4段の迎撃網とその基本的機能

- ミサイルの監視・捕捉・追尾：宇宙配備センター、レーザーレーダー、etc
- ミサイルの迎撃と破壊：指向性エネルギー兵器(レーザー、粒子ビーム)、運動エネルギー兵器
- 戦闘管理システム：大型コンピューター、ソフトウェア、データ通信

(注) ミサイル迎撃のための探知能力

ICBMの飛行距離 1万km、ミサイルの大きさ 10m とすると、

$$\frac{10\text{m}}{1\text{万km}} = 10^{-6}$$

の精度が必要。1万kmを1kmに縮尺するとミサイルは 1mm。

つまり、1kmの道路で「アリ」匹を撃つ能力が必要!
ブースト段階より探知可能。

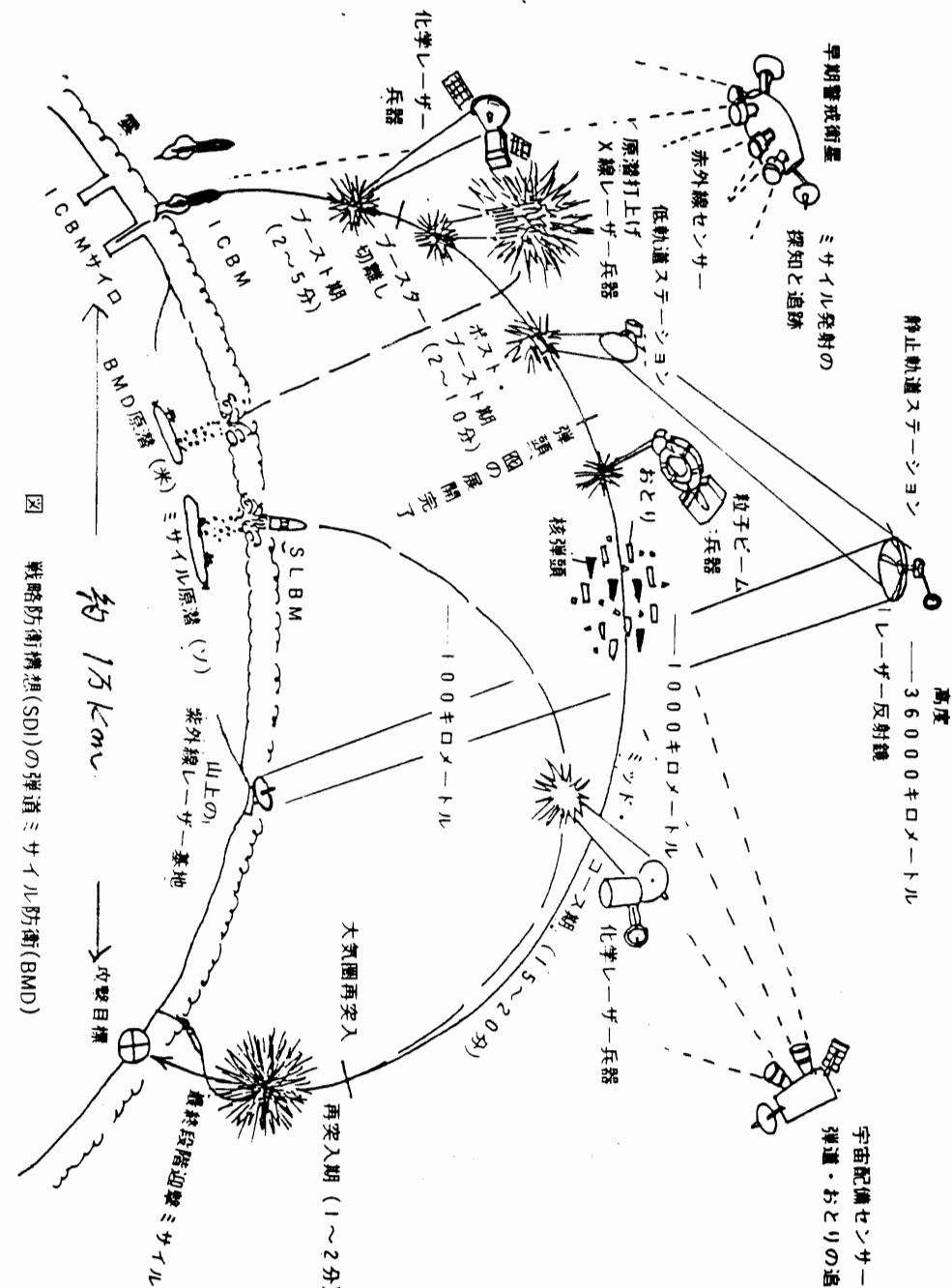


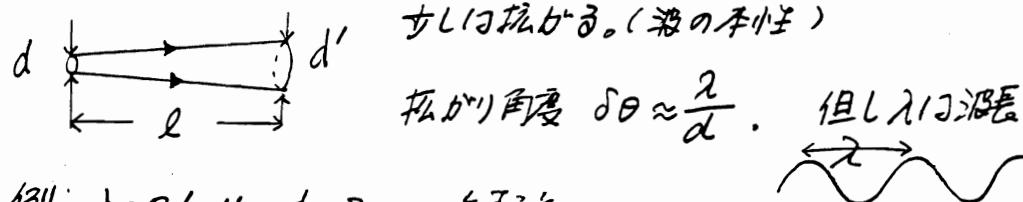
図 戰略防衛構想(SDI)の弾道ミサイル防衛(BMD)

§3. レーザー (Laser) 兵器

Light Amplification by Stimulated Emission of Radiation
(放射の誘導放出による光増幅)

1) レーザー光の特徴

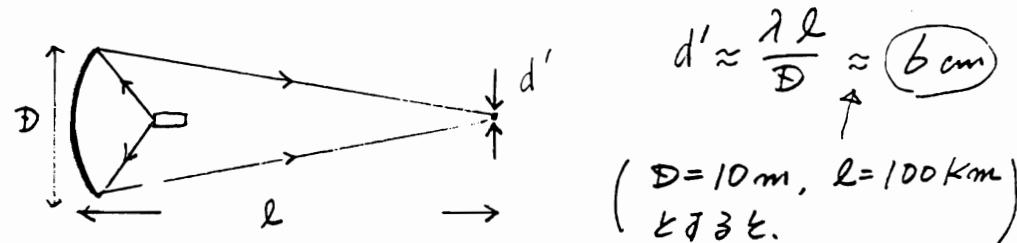
① 指向性が良い。→ 非常に細い平行光線で広がりにくい。しかし



例: $\lambda = 0.6 \mu\text{m}$, $d = 2 \text{mm}$ とすると。

2	10 m	1 km	100 km
d'	3 mm	30 cm	(30 m)

反射鏡を使うと、かといじく狭まる。



② 单色性が良い: 波長、周波数が一定しており、エネルギーが集中している。

$$\frac{\Delta\nu}{\nu} \leq \frac{10^6 H_2}{10^{15} H_3} = 10^{-9}$$

③ エネルギー密度

一般にレーザーのエネルギー密度は 低。普通1%程度、最高で30%程度。従つて、全エネルギー量は 少。例えば、

- He-Ne レーザーの出力 1mW ← 蛍球以下
- Arイオンレーザーの出力 $10 \sim 100 \text{W}$ ← 蛍球・電球が 40W

しかし、非常に細く狭めるので、エネルギー密度は 大き。

- 1mW のレーザー光を $10 \mu\text{m}^2$ を取ると。

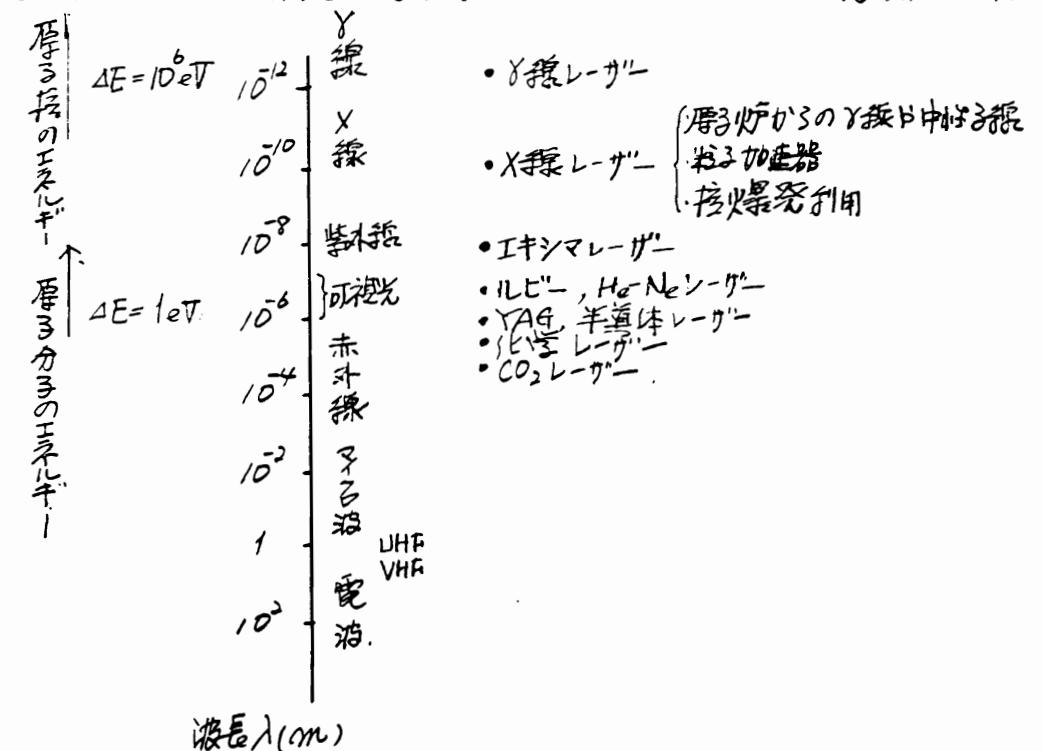
$$\frac{1 \text{mW}}{10 \mu\text{m}^2} = 10^8 \frac{\text{W}}{\text{m}^2} \quad \leftarrow \text{螢球での } \frac{40 \text{W}}{\text{m}^2} \text{ 程度。}$$

従つて、直視すると失明する!

2) 色々なレーザーと配列波スケール

- 固体レーザー: ルビーレーザー, YAG ($\text{Y}_3\text{Al}_5\text{O}_12$ 晶体) レーザー, ガラスレーザー
- 气体レーザー: He-Ne レーザー (定位, 光学実験用)
 CO_2 レーザー (高出力, 長距離)
- イキシマレーザー: ハロゲンと希ガスを用いる。紫外線で高出力
- 化学レーザー: HF レーザー (H_2 と F_2 の化学反応利用), 大出力, 兵器利用
- 半導体レーザー: II型, 光通信用,
- 自由電子レーザー: 加速器利用, 波長が自由に選べる。
- X線レーザー } 研究用階
- フラップレーザー }

これらは出せる光の波長が異なる。使う物質によらずレーザー光の波長は決つかる。



3) レーザーの原理

② 厚子構造：電子の運動と電子の軌道はかたに成る。



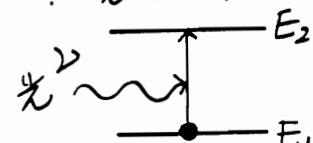
例：水素原子での電子のエネルギー

$$E_n = -\frac{Rhc}{m^2}, (n=1, 2, 3, 4, \dots)$$

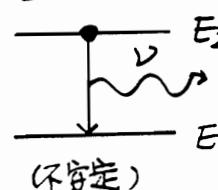
2と3と4と5の値しか計算しない。

① エネルギー準位と光の放出・吸収

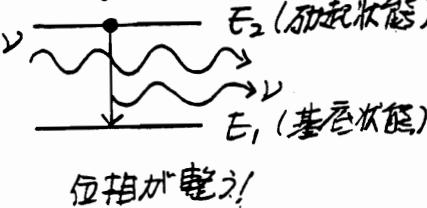
光の吸収



自然放出



誘導放出

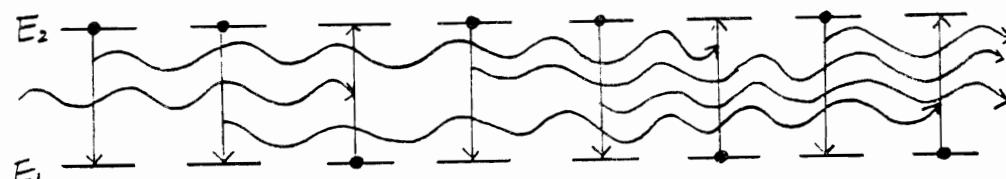


位相が整う！

$$(h\nu = E_2 - E_1)$$

磁場分布による光の増幅：誘導放出を利用すると、光を増幅し強くできる。

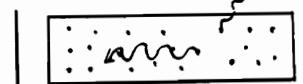
E_2 にある厚子数 > E_1 にある厚子数、とする必要あり。



$1 + (5 - 3) = 3$ で光が強くなる。

② レーザーの原理

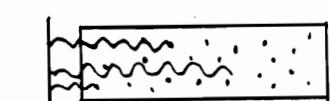
励起した電子



反射鏡

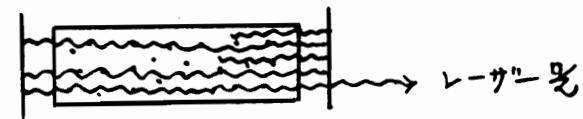
自然放出

半透明反射鏡



誘導放出による（ルビーハウス。
1cmまでは5%強度）

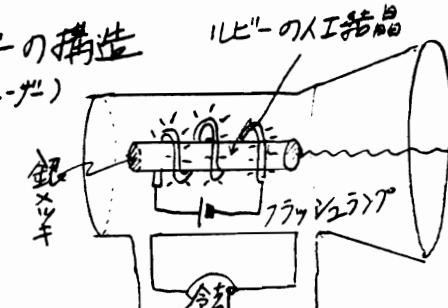
光増幅



反射により共振中に往復する。1回で2倍になると2回で4倍に増幅される。

例1：ルビーレーザーの構造

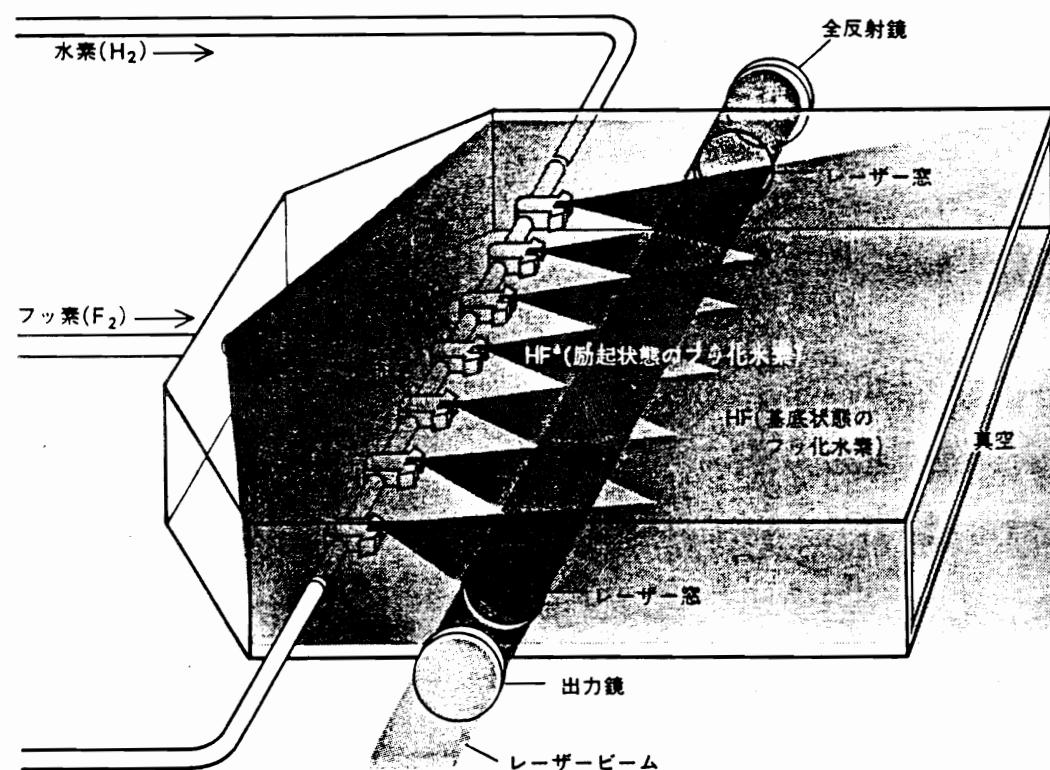
(世界最初のレーザー)



③ ポイント

- * 光の波長は使用物質によって決まる。 $\lambda = E_2 - E_1$
- * 励起した電子を用意する。
- * 反射鏡を利用して経路を長くする。

例2：HFレーザーの構造



化学レーザー 化学レーザーは、兵器としての潜在能力を有する3種類のレーザーのうちの1つである。これらのレーザーは、いずれも多数の気体分子を励起して“反転分布”を作る。光は2枚の鏡によって構成される光共振器間の媒質中を何回も往復する間に増幅される。図にはレーザー内で2種類の気体が反応して活性媒質が生成される様子が示されている。水素とノズル列から吹き出すフッ素が反応して、振動励起状態のフッ化水素 (HF*) が生成される。励起分子の寿命を延ばすため、真空中に燃焼生成物を排気して密度を低く保っている。励起分子 (HF*) は基底状態 (HF) に戻る時に光を放出する。

4) 兵器としてのレーザー

① 特徴

- レーザーは光速で進ぶので命中率が高く、 $1,000 \text{ km}$ を飛ぶのに
 $C = 30 \text{ km/s} \rightarrow 10 \text{ 万倍}$ $0.003 \text{ s} \rightarrow 0.032 \text{ s}$.
- ミサイルの速度 $\approx 3 \text{ km/s}$

- 反射鏡で方向が決まるので操作性が良い。
- 連続又は断続して何発も発射できる。
- 電磁波のエネルギーを利用してるので直撃でターゲットを燃やせる。
- 波長によっては反射に吸収されやすい。
赤外線では $1 \sim 4 \text{ km}$ までは半分の強さに落とす。
- 簡単に反射させられる。
アルミニウム反射率では 4% の吸収率で(かず)。
塗装 $= 50\%$ の吸収率。

② 破壊能力

全エネルギーは小さいので、全体的破壊には向き、個々の弱点をねらう。
例) 燃料タンク、制御回路等。

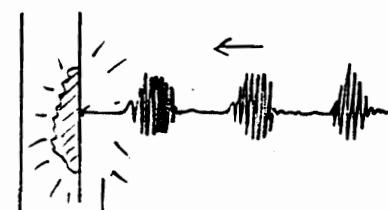
- 熱作用で金属を溶かす。--- 太陽光線を虫メガネで集光すると紙を焼ける。
工業用では、切断機、ダイヤモンドセラミックスに光を当てる。レーザーメス等は常用化。

可視光で厚さ 2 mm の金属を溶かすためには、 1 kW/cm^2 の強度で 1 秒間 かかる。
反射鏡の反射率 90% とすると、 100 MW の出力で 1 秒間 。
反射鏡の直径 4 m

③ 米空軍のレーザー兵器 400 kJ , B52に満杯の大きさ、実用化断念?

米・トライアット計画 (HFレーザー 5 MW , 反射鏡 5 m , 10 秒間 でミサイルの
パロマ天鏡と同じ大きさ)
破壊計画中

- 衝撃力による力学的破壊
強力なパルスレーザーを使う。



強力なレーザー/パルスカーブル表面に当る。
表面が急速に蒸発する。
衝撃波が発生。
金属が破壊。

この方法だと、 1 MW/cm^2 のエネルギーで $10 \text{ パルス}/\text{秒} 0.2 \text{ シリット}/\text{パルス}/10 \text{ 焦耳}$
でミサイルに穴を開けられる。

$$1 \text{ m}^2 \text{ に当る} \rightarrow \text{反射率} \rightarrow 10 \text{ パルス}/\text{秒} \text{ のエネルギー} / 10 \text{ パルス} \\ 10 \text{ パルス}/\text{秒} \times 0.2 \text{ シリット}/\text{パルス} \times 100 \text{ MJ} / 10 \text{ パルス} = 100 \text{ MJ} \\ \downarrow \\ 100 \text{ MJ} / 1000 \text{ MW} = 1000 \text{ コ万分のエネルギー!}$$

④ 反射面積と殺傷は生き残り度である。
(反射鏡と反応する)

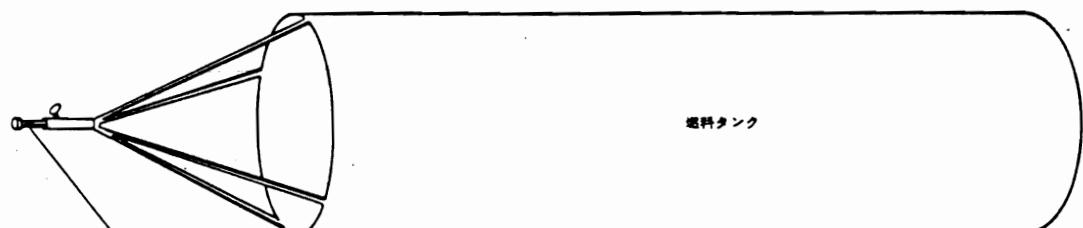
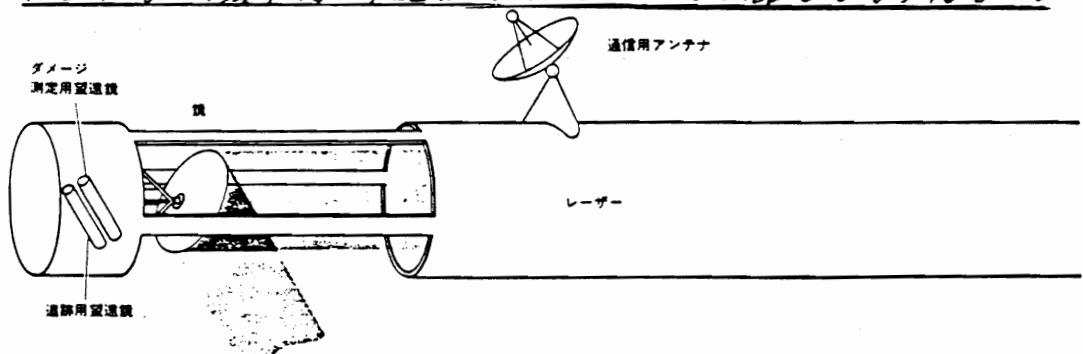
⑤ 欠点

- 簡単に防衛できる。
ミサイルの表面と鏡の接して反射率を上げる。
" " に油などと塗り気化熱で燃焼化する。
" " を回転し、同じ" " が反射される。
- 雨や雪に吸収される。
- 燃料が膨張となる。エネルギー効率 100% とってもミサイル1基当たり 660 kg が必要。
 1000 基打ち落すためには 660 トン

(→ 純エネルギーを利用すれば軽量化)

- 巨大な反射鏡を作る困難。又、その方向を精密に移動させる技術の困難。
- 巨大な燃料タンク、反射鏡は攻撃に対して非常に弱い。
- 通信妨害、センサ破壊等、照準機能が無能化されてしまう。

以上、多くの基本的困難があり、実用的兵器とはなり得ない。



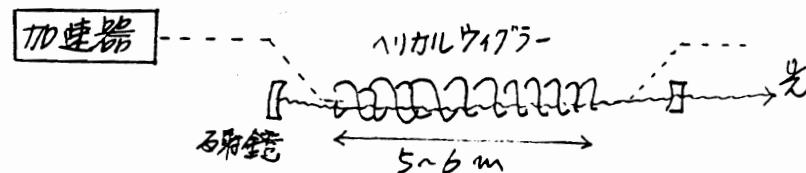
衛星にレーザー兵器を積みこむ
衛星搭載レーザー兵器は、レーザー本体のほかにいくつかの装置を必要とする。赤外線または可視光用の遮蔽鏡は、ブースター段階にあるミサイルを検知すると遮蔽し、可動鏡が確的にビームを向ける。鏡は大きく複数で、高反射率をもち、光学的に完全でなければならない。制御システムは遮蔽鏡から信号を受けて鏡を動かし、ビームの向きを変える。もう1つの遮蔽鏡と感知器は、確約との距離を測定したり、標的のダメージを測定する。地上と、この衛星の間に遮蔽鏡が設けられており、標的に関する情報を送信すると司令部がこれを受信する。レーザー兵器システムの中で最も大きなものは衛星燃料と、それを制御してレーザーに供給するシステムである。

5) 反射されにくく、エネルギーの大きなレーザーを作る計画

～X線・Y線レーザー～

より波長の短い光を出るレーザーが有効。

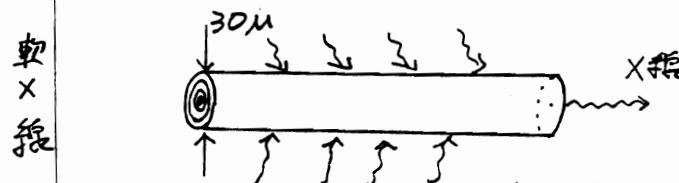
①. 自由電子レーザー(磁場共振)



コイルの磁場で「近光速電子を急速に振動させ光を放出させる。」

②. X線・Y線レーザー：垂直的に移動する利用可能な方法あり(ルジ= $E_0 - E_1$)。

- ・大出力可視光レーザー利用：シリバモア研究所 NOVA.



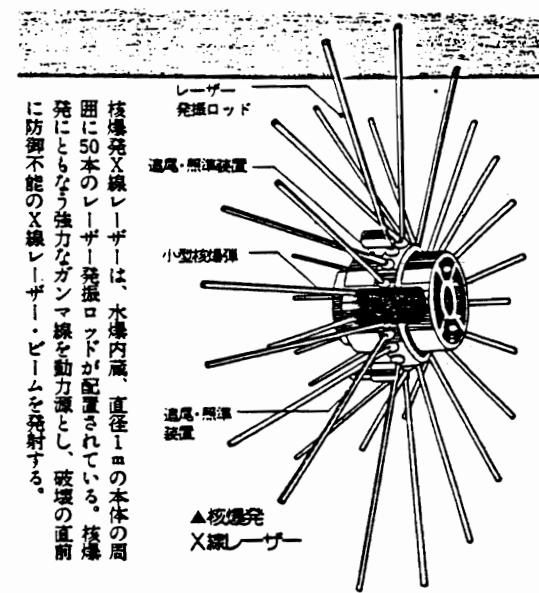
光レーザーにドリフト部
の構造は圧縮され
高温プラズマとなる。
↓
プラズマ中でX線が
生まれながら増幅される。

- ・Bragg反射等を利用して反射鏡の利用。

→ミサイル防護用にも利用しよう。

- ・原子炉からの強力な中性子ビーム利用

③. 核爆発による中性子 やY線を利用する方法。



核爆発X線レーザーは、水爆内蔵、直徑1.0mの本体の周囲に50本のレーザー発振ロッドが配置されている。核爆発時にともなう強力なガンマ線を動力源とし、破壊の直前に不能のX線レーザー・ビームを発射する。

34. 粒子ビーム兵器

1). 粒子ビーム

素粒子・核物理学で使われる粒子加速器に関する技術の進歩により、兵器として利用する可能性がでてきた。粒子ビームの質量(イオン)を光速近くまで加速し、運動エネルギーを増大させてものである。

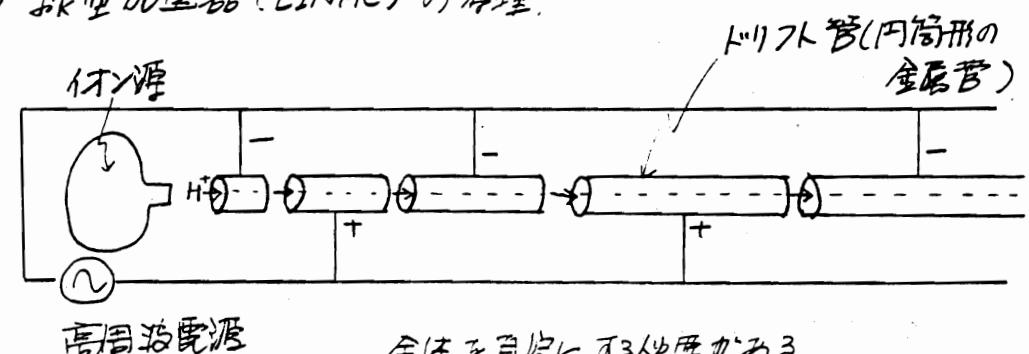
例は、エネルギー 500 MeV

の水素イオンビームでは
速さは $0.7c$ (光速)
になる。

これらは「光速」の
垂直的衝突すると、
ミサイルと垂直に擦り合って、
力学的に破壊することができる。

- ・垂直的に中性子の加速不能なので、まずイオンを下方の加速器(イオン源)
- ・イオンを垂直的に加速する 加速器。
- ・ビームを均整のよい束に形成させ、目的の方向に照射する装置。
以上、3つが基本的な構成である。

2) 線型加速器(LINAC)の原理



高周波電源

全体を真空にする必要がある。
宇宙空間では高真空になつて有利。

- ・物理学の研究で使われて113種類の例。(1 GeV = 10^9 eV)

米・スタンフォード(SLAC) エネルギー 20GeV 電流 0.03mA 全長 3.2km

日・高エネルギー研(KKE) エネルギー 2.5GeV 電流 50mA (≈400m)

3). 兵器としての能力と問題点

- ミサイルの壁に穴をあけたところ、

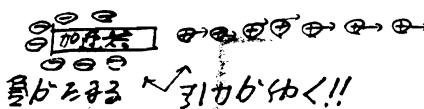
2kJ/cm^3 のエネルギーが必要

$2 \times 10^{10} \text{W sec/m^2}$ で 1 秒間 (100m^2 を想定)

200MeV , 1A の能力の加速器が必要 (可能と思われる)

1 秒当り 38t の高性能爆薬のエネルギー → 爆薬利用による
強度化が可能。

- イオンビームは速くまで伝播できない。



- イオンビームは互いの衝突の結果伝播できてしまう。

直径 1 cm → 直径 5 m
1000 km

- イオンビームは地球磁場によって曲げられ直進しない。



- 中性ビームは上記 3 点の困難はない。しかし、強力なビームを ICBM 放射が不十分である。又、ビームを細く収束させるのが難しい。

直径 1 cm → 直径 20 m に至る。

- 質量が非常に大きである: たゞ 100 m 以上、重量約 100 t である。
従って、高ひきの攻撃に対して非常に弱い。

ビーム兵器も実用的な兵器ではない。

4). SDI 批判

- 米国内の多くの科学者や、有力な政治家の中に反対、SDI を廃止する方をして 113 人 (カナル)。それと合わせ、SDI の問題點を個別書きしてみる。

① SDI を使っても、ソ連の ICBM (約 1400 基、核弾頭数/基) を 1% 打ち落すのは不可能。10% が絶対的で地球の破滅。

② SDI の中心であるレーザー兵器や粒子ビーム兵器は実用化される可能性非常に低い。(SL3 別名ねらいがある?)

③ 戰闘管理システムの中核となるコンピューターのプログラムは膨大なものとなる。これと並んで ICBM との不可離脱である。

④ SDI 研究によって、新しい軍事技術兵器が開発される。これらは X 線レーザー兵器の様に、核爆発を利用する可能性がある。
→ 次世代の核兵器が作り出される。

⑤ 宇宙空間を核戦争の舞台としてしまうのである。何故なら、宇宙配備の兵器やセンサーは攻撃に弱い (ICBM を打ち落すよりは簡単)。これらが防ぐしかなければ SDI はまったく無力となる。従って、人工衛星攻撃兵器 (ASAT) も有力な兵器として、宇宙での戦争が起る。

⑥ 項目 ④、⑤ で述べたように、新しい核兵器競争と激化され、複雑化させる。つまり、核戦争の危険性を増大させる。

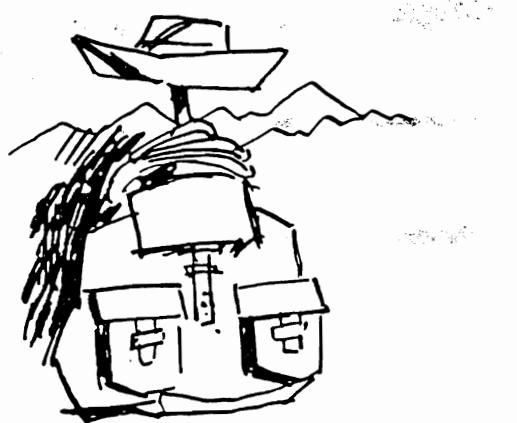
⑦ 西側諸国の科学・技術を、米の指導力のあとに、軍事動員の体制を作り出す。科学技術の正常な発展を阻害してしまう危険性がある。

2). SDIに拘泥して、最近の情勢として注意すべきことがある。

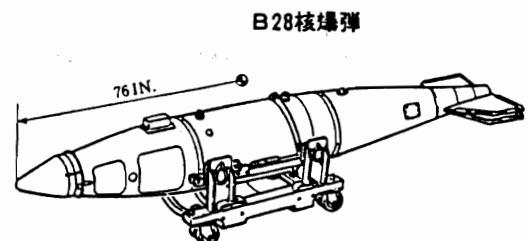
- ・米国の科学者の学会発表に対し、米・国防省がストップをかけた事件。
- ・日本の先端技術(半導体、光通信、レーザー、etc)産業に対し、米・国防省からの協力申請が全て止まる。
- ・東大のX線レーザー研究に対し、米・リバモア研究所より共同研究の要請。
- ・日本でも「国家安全法」が国会に上程中、科学研究に対しての機密の扱いがけられようとしている。

= ×モ =

SDIは、日本国憲法、非核三原則とは絶対にあらへんが、
性格のためで“あることは明らかで”ある。日本は、SDIに
理解を示したり、協力したり、受け“きて”はなく、中止を申し入れ
るべ“きて”あると思う。



— 15 —



B28 Bomb Hand Truck (Assembled EX Unit)

SDIは核廃絶への道か

SDIは防御兵器で、世界の人々を核の脅威から解放し、核兵器廃絶へ導くものというが、本当か。

ここでは、その背景にみる戦略思想を中心につぶさにする。アリカ中心に。

I. 戦後の世界戦略と核戦略の歴史

[第1段階] 核抑止戦略の成立

第二次大戦末期より対ソ連戦略へ転換。
社会主義国の発展、民族解放運動多発。
対ソ(共産圏)包围網、冷戦時代

米国の核拡張 → 大量報復戦略
爆撃機、IRBM：威力は大きめ者全体の中の核兵器の比重が大きくなり、増加傾向。
核脅迫、核使用計画を出し、対象はアジア。
(ソ連の核兵器発達を警戒、東欧等)
米国の圧倒的核優位に基く核抑止(抑止)

[第2段階] 戦略核の発達・蓄積

米国の政経面での優勢優位明確化。
軍事ブロックの確立へ、泓中ソ連政策。

ミサイルギャップで米国は大核軍拡。
ソ連、ICBMを中心に大量報復戦略へ転換。
部分的核実験禁止条約等の部分的措置。

戦略的核兵器の3本柱が確立

(ICBM、原潜(SLBH)、戦略爆撃機)

核の手詰まりから、各回撃破壊戦略への転換。

限界戦争の構想。

核均衡に入り、軍備管理。

[第3段階] 核体系の高度化

ベトナム以降、米国の優勢優位長期化。

世界軍事の再編、軍事同盟、ブロックの強化。

軍事衛星、

探知・情報技術の発展。

戦略核：限界戦争の準備

核使用計画は世界全域に。(ヨーロッパへ配備)

SDI、ASAT、スペースシャトル等宇宙軍事準備。
再度、圧倒的優位(一方的抑止)の走向。

II. 核抑止論、核均衡論 批判

A. 核「抑止」：一方的抑止

核脅迫によりの軍事行動、①侵略防ぐ。

(1) 総て、元来相手の核を圧倒すること。

(2) ①を防ぐ上で平和表現と。(しかし、自己の体制を守り、
政治的意志を保つこと。されど、小国への侵略自由。

(3) 現在では次の3に移行していき、「本音」で存在する。

極めて攻撃的(「公然核軍縮論」)、攻撃的核準備。

B. 核「均衡」：相互的抑止

核をもつて努力による「均衡」が世界平和を保ち、
破局を防ぐと。

- (1) 「均衡」は測れない
- (2) 核兵器の爆発的増加蓄積と「均衡」という現実から、やむを得ず、一方的抑止が転化して争う出でる現状説。→ 「均衡が抑止」という宣伝。(核か核戦争を抑止しないのはない)
- (3) 常に A の一方的抑止による衝動(新しい技術)。
- (4) 故に、核軍事競争が本質で、バランスは仮象。
- (5) 大国は平和を守り、小国の流血、脅迫の現在

C. 軍備管理： 締結 = 部分的(副次的)措置。
核均衡を保ち、相手の突出・破局を防ぐ

- (1) 高蓄積を保証し、新型兵器は常に自由競争。
- (2) 軍事ブロックを強化し、小国の権利を守られぬ。
- (3) 均衡 → 締結という夢想
(現状説の絶望から現実へ転化)

III 核廃絶への道：何が核使用を阻止するか。

- 1) 核使用を阻止してるのは 国際世論である。
 - (1) 近年、国防省等の秘密文書、私記録の公表により、核使用が、10回以上、アジア、中近東、中南米での民族解放運動に対して、計画工事を明記。
 - (2) 客観的視点、同工書きよりも、国際世論、特に日本国民の反応を察して、使用を見送ること明らかに。

- 2) 反核平和運動
 - (1) 核開発初期： 平和希望の声大。
朝鮮戦争…ストラトムアボル（署名、5億）

- (2) 戰略核の発達期 核抑止・均衡論が主流。
部分措置の評価で分裂
- (3) 戰略核のヨーロッパ配備。
核兵器被害の科学的予測) 核戦場では多く要る
但し、核均衡を前提にするものが多い。

3) 核廃絶運動を

- (1) 人類にとって緊急であり、決定的重要な課題。
 - ヒバクシマの実態
 - 核兵器被害の科学的予測 (通常と異なり)
 - 核兵器体系 (限は核戦争、SDI等) の著しい危険性
 - 大国は平和を、小国・地球の平和を守る。
- (2) 核抑止論批判。
核による抑止ありえず、危険な核優位を追求すべきである。
- (3) 大国は核廃絶の政治的決断を要求する。国際会議。
多様な方法で。

資料

国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案

(一九八五年五月二八日、自民党総務会決定)

(目的)
第一条 この法律は、外国のために国家秘密を探知し、又は収集し、これを国外に通報する等のスパイ行為等を防止することにより、我が国

の安全に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国家秘密」とは、防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの中情に係る文書、図面又は物件で、我が國の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になつていいものをいう。

(国家秘密保護上の措置)

第三条 国家秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、国家秘密について、標記を付し、関係者に通知する等国家秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置を講ずるに当たり、国家秘密を取り扱う国の行政機関の長は、国家秘密を關する行政機関以外の者に取り扱わせる場合には、これを取り扱う者に対し国家秘密であることを周知させるため特別な配慮をしなければならない。

(附則)

第四条 次の各号の一に該当する者は、死刑又は無期懲役に処する。

1 外国（外国のために行動する者を含む。以下この条、次条及び第六条において同じ）に通報する目的をもつて、又は不当な方法で、國家秘密を探知し、又は収集した者で、その探知し、又は収集した国家秘密を国外に通報して、我が國の安全を著しく害する危険を生じさせたもの

2 前項に該当する者を除き、業務により知得し、又は領有した国家秘密を過失により漏らした者は、一年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

3 第七条の罪の隠謀をした者は、五年以下の禁錮に処する。

4 第八条の罪の隠謀をした者は、三年以下の禁錮に処する。

5 第六条（同条第三項に係る部分を除く）の罪の予備又は陰謀をした者は、十年以下の禁錮に処する。

2 第六条の罪の予備又は陰謀をした者は、七年以下の禁錮に処する。

3 第七条の罪の隠謀をした者は、五年以下の禁錮に処する。

4 第八条の罪の隠謀をした者は、三年以下の禁錮に処する。

5 第六条（同条第三項に係る部分を除く）の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、第七条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第二項と同様とし、第七条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第三項と同様とし、第八条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

6 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を行った場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）總則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

第四項までの罪を犯した者が自首したときは、二分の刑を減軽し、又は免除する。

第十一条 第六条第二号、第七条第二号、第九条又は前条第一項から第六条まで及び第十一条第一項から第五項まで

の罪は、刑法第二条の例に従う。

第十三条 第四条から第十条まで及び第十一条第一項から第五項まで

の罪は、刑法第二条の例に従う。

第十四条 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈し、国民の基本的人権を不当に侵害するようないたがつてはならない。

附則 第十二条 第四条から第十条まで及び第十一条第一項から第五項まで

の法は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表（第一条関係）

一 防衛のための態勢に関する事項

イ 防衛のための態勢、能力並びに行動に関する構成、力針

ロ 自衛隊の部隊の編成又は接觸

ハ 自衛隊の部隊の任務、配備、行動又は教育訓練

ニ 自衛隊の施設の構造、性能又は強度

ホ 自衛隊の部隊の輸送、通信の内容又は暗号

ヘ 防衛上必要な外国に関する情報

二 自衛隊の任務の遂行に必要な接觸品及び資材に関する事項

イ 車輛、航空機、武器、弾薬、通信器材、電波器材その他の接觸

品及び資材（以下「接觸品」という）の構造、性能若しくは製作、保管若しくは修理に関する技術、使用の方法又は品目及び数量

その実施の状況又は

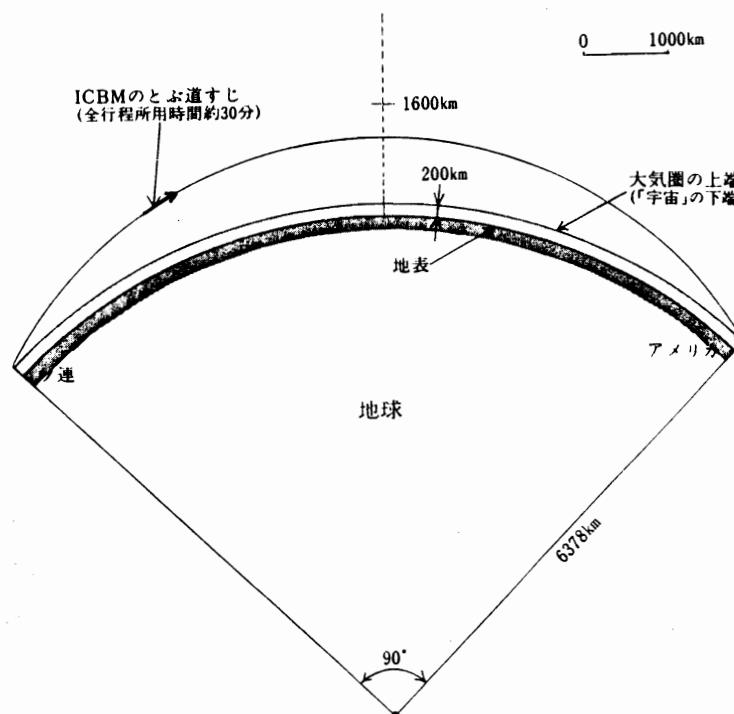
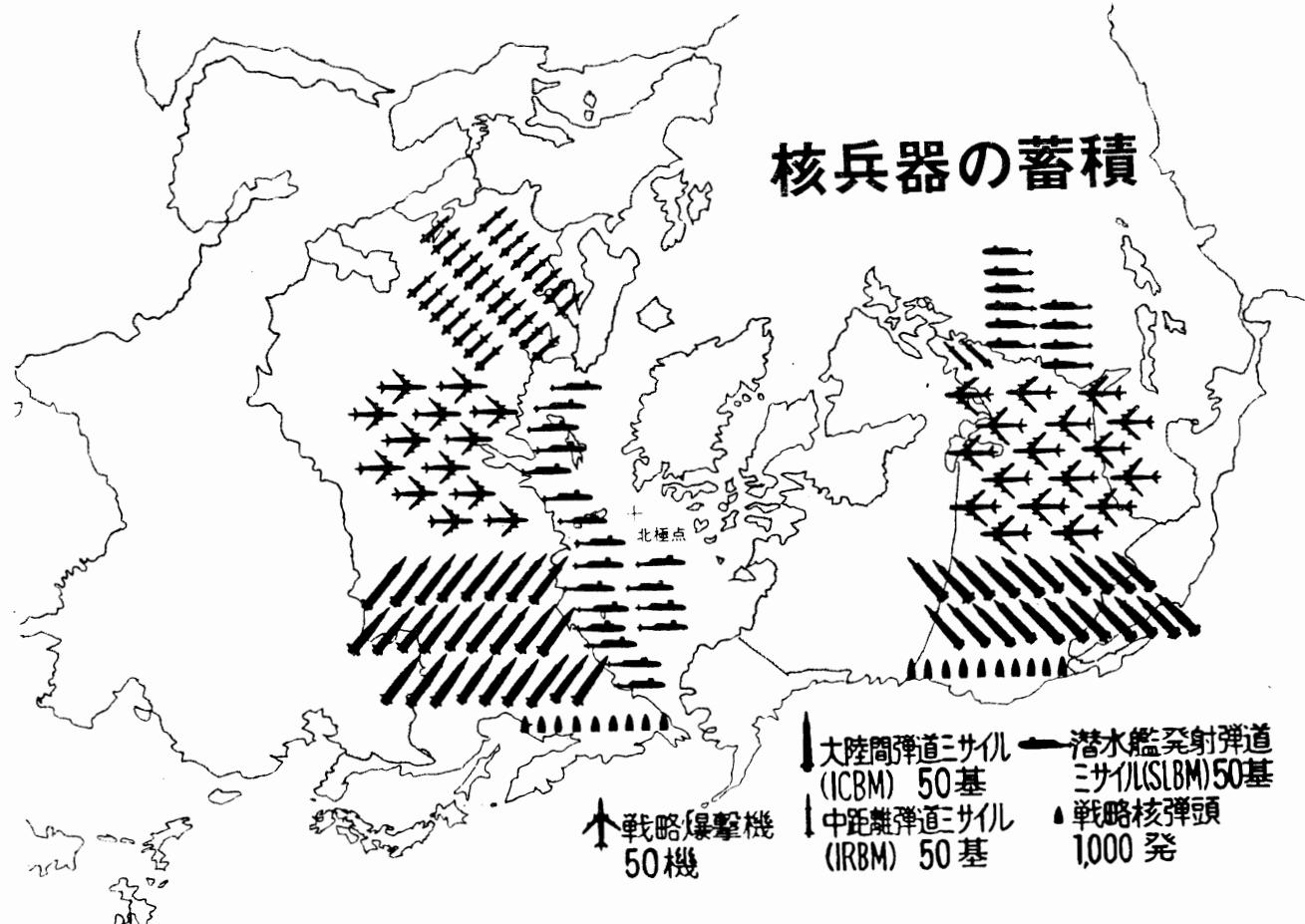
三 外交に関する事項

イ 外交の方針

ロ 接觸品等の研究開発若しくは実験の計画、その実施の状況又は

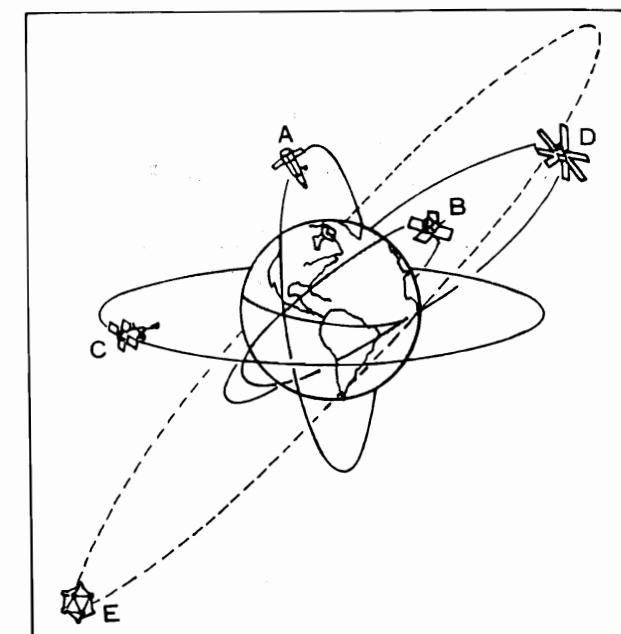
ハ 外交上必要な外国に関する情報

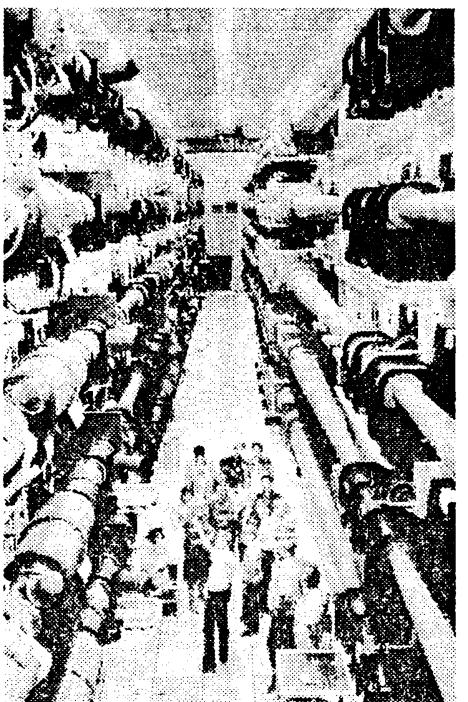
核兵器の蓄積



人工衛星の種類	名 称	高 度 (km)	軌道傾斜度(度)	軌道の種類
写真偵察衛星	ビッグバード	米 180-290	97	A
//	KH-11	米 240-530	97	A
//	コスモス	ソ 180-350	62, 72, 82, 67	B
電子偵察衛星	—	米 480	97	A
//	コスモス	ソ 500	74	B
海洋監視衛星	—	米 650	82	B
//	コスモス	ソ 1,100	63	B
早期警戒衛星	—	米 250	65	B
//	コスモス	ソ 36,000	0	C
核探知衛星	—	米 688×3,900	63	D
気象衛星	—	米 110,000	35	E
//	メテオール	ソ 36,000	0	C
//	//	ソ 900	81	B
通信衛星	DSCS	ソ 610	98	A
// (艦隊)	FLTSATCOM	米 250×39,000	64	D
通信衛星	モルニア	米 36,000	0	C
//	コスモス	ソ 440×40,000	63	D
航法衛星	—	ソ 1,400	74	B
//	コスモス	米 20,000	64	B
		ソ 1,000	83	B

各種軍事衛星の軌道データ(右図参照)。





米ローレンス・リバモア研究所の世界最大出力のレーザー発生装置 = A P

る内外の政策決定には、從來、この種の核戦略問題では見られなかつた異例さが目立つ。米国はこれまで例えは水爆複数目標弾頭ミサイル(MIRV)、さらに彈道弾頭ミサイル(ABM)の開発、配備などについて、同盟国と協議するとなつた。しかし、SDIでは公然と技術協力を要請したり、配備について事前に協議するなど、約束している。レーガン大統領はポンペーと中曾根首相に「SDIは技術水準を高めるだけでなく、商業的価値も高く、民間への波及効果、利益も期待できる」と、経済的価値を含め込むほど熱心だった。

レーガン政権のSDIをめぐる内外の政策決定には、從來、この種の核戦略問題では見られなかつた異例さが目立つ。米国はこれまで例えは水爆複数目標弾頭ミサイル(MIRV)、さらに彈道弾頭ミサイル(ABM)の開発、配備などについて、同盟国と協議するとなつた。しかし、SDIでは公然と技術協力を要請したり、配備について事前に協議するなど、約束している。レーガン大統領はポンペーと中曾根首相に「SDIは技術水準を高めるだけでなく、商業的価値も高く、民間への波及効果、利益も期待できる」と、経済的価値を含め込むほど熱心だった。

異例な形での決定

最近、SDI計画の起源をあげて、「ニューヨーク・タイムズ」紙の連載記事や、ジョン・ボル元国防次官の論文（「ニューヨーク・レビュー・オブ・ブックス」四月十一日付）が注目されるが、これらによれば、レーガン大統領が一九八三年三月、「スターウォーズ演説」で公表したSDI計画は、まさに「星条旗の形」で決して普通だたら、大統領はまず

先端技術優位テコに 「強い米国」の復活狙う

SDIの政治的側面

SDIについて、中曾根首相はポンペーと主要先進国首脳会議（サミット）に先立つ日独首脳会談で、SDI研究の「五原則」を提示し、その枠内での研究に「正当性」のおすすめを示した。米大統領からの「研究参加」要請に

は、回答を留保しているものの、日本政府のSDIへの対応が、NATO（北大西洋条約機構）諸国などの「研究支持」に一步近づいたことは確かだ。このさい改めて、未来技術のSDI計画が持つ政治的性格を考え直す必要があつた。

（高橋 昭治・調査研究室主任研究員）

は、回答を留保しているものの、日本政府のSDIへの対応が、NATO

（北大西洋条約機構）諸国などの「研究支持」に一步近づいたことは確かだ。このさい改めて、未来技術のSDI計画が持つ政治的性格を考え直す必要があつた。

「独立困る」と西欧西側同盟国がSDIの戦略的価値に疑問を抱いていたばかりでも、反対の急先鋒はフランスなどで、反対の急先鋒はラフランス、イタリアが研究参加に賛成して乗り気で、西独、オランダ、イタリアを経由して、同盟国の民間企業にまで技術協力を呼びかけ、それをエサに西側のSDI支持で、この最先端技術の開発に乗じて西側との技術協力は、対ソ連を有利に進める上で、最大の技術・政治的な武器にはかなわない。

かつてニクソン大統領は、米ソ戦略兵器削減交渉において、MIRV開発での米国の技術優位を交渉の道具に使った。その結果、米ソはいま、MIRV開発競争の悪循環にもがいているのが実情だ。今回のSDI開発と西側同盟国との技術協力もまた、米ソ間の新たな宇宙軍拡競争の引き金になる危険性が強まる。

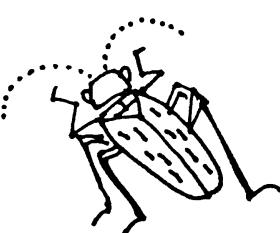
中曾根首相がポンペーとSDI研究の「五原則」——① 対ソ連優位を求めるない②総合的抑止力の二環③攻撃核の大幅削減④ABM条約の枠内⑤配備前の協議——は、従来、米国が対ソ連の条件としてあげてきても、それを守ることが、交渉を有利に進める決め手なのだ。

他方、西側同盟国とのSDIに対する評価には二面性がある。MIRV開発での米国の技術優位を交渉の道具に使った。その結果、米ソはいま、MIRV開発競争の悪循環にもがいているのが実情だ。今回のSDI開発と西側同盟国との技術協力もまた、米ソ間の新たな宇宙軍拡競争の引き金になる危険性が強まる。

中曾根首相がポンペーとSDI研究の「五原則」——① 対ソ連優位を求めるない②総合的抑止力の二環③攻撃核の大幅削減④ABM条約の枠内⑤配備前の協議——は、従来、米国が対ソ連の条件としてあげてきても、それを守ることが、交渉を有利に進める決め手なのだ。ところどころにはならない。

むしろこれを機縫い、例えば日本民間企業間で軍需・民需両用の汎（ほん）用技術協力の道が開け、日本の高度技術がSDI研究の一部に組み込まれる可能性が出てこないとも限らない。西欧諸国と違って、民需に資金と技術者が投入し、産業の非軍事化で高度技術国家になつた日本が、米ソの宇宙軍拡競争に手を貸すかどうか、厳しい技術的政治的選択を迫られている。

AM論争で国内世論を二分した失敗を避けるため、SDIの技術が切り開く未来像に国民の関心はぎわめて高い。SDIの全体計画の完成には五千億から一兆、もの資金が投げ込まれるという。米国の科学技術、産業界に飛躍的な発展をもたらすことは確かだ。仮にSDIが配備されなくとも、この巨大な技術投資は、こんご半世紀にわたり高性能コンピューター、情報探知・処理、通信、衛星制御など民間技術の分野で、米国の一歩を保証するものとなるだろう。



日 5月31
月 8

めのよう要請している。

「ワシントン二十九日＝岩村

特派員」ノーベル賞受賞者十五

十三人を含む七百人以上の米國

の科学者が三十日、連名でレー

ガン米大統領ゴルバチョフ・

ソ連共産党書記長に対し、宇宙

兵器の全面禁止を呼びかける。

同日付のニューヨーク・タイム

ズ紙に宇宙兵器開発に伴う宇宙

軍拡の危険を訴えた全面意見公

告を出し、ワシントン首都四地

域の二つのテレビ局から、スター

ウォーズ反対のスポットを流

ノーベル賞受賞者53人
含む700人が反対署名

——アメリカ——

すなご、啓発活動も始動させ合。物理、化学などのノーベル賞受賞した五十三人の学者たちが、米國科学アカデミー・スポーツを、次第に全米に広げていきたい考え。三十秒のテレビ・スポットは二本用意され、IBMの物理学者ミサイル技術の極端といわれるリチャード・ガーヴィン博士の二人が、いわゆるスター・ウォーズ計画に反対する立場に、ソ連に対して、宇宙兵器開発をやることを競りながら、新聞広告やテレビ・スポーツの運動資金を、運動に参加する学者たちの拠点を、シンクトン首都圏で始まるテレビ局に運び、一本は、少年が見上げていて、突然、宇宙戦争が始まると空で突然、宇宙戦争が始まるシーン。もう一つは、米國の中心になって米国の科学者たちが、かけた「関心を持つ科学者達に対する立場に、ソ連原爆開発に携わったピグターリー・エイエスコップ氏(MIT教授)が、レーガン大統領のSDI推進を批判することを競っている。

宇宙兵器の禁止を要求する アメリカの科学者のアピール

五十三人のノーベル賞受賞者を含む七百人のアメリカ科学者が五月三十日に発表したアピール

衛星攻撃兵器と宇宙配備ミサイル

防衛の開発は、核戦争の危険を増大させ、危険な攻撃用核兵器競争を促進するであろう。宇宙における軍備競争は、アメリカの国家安全保障にとって大きな脅威となっている。

宇宙空間には、いかなる兵器もあつてはならない。宇宙は、脅威をあたえない形での利用、すなわち、すべての国との間での平和協力、探究、科学的発見のための舞台として保存されるべきである。

私たちは、アメリカとソ連にたいして、宇宙兵器の実験、配備の全面禁止について交渉するようよびかかる。交渉のために建設的な雰囲気をつくりだすために、両国は、衛星攻撃兵器の今後の実験の一時停止に加わるべきである。ソ連は、クラスノヤ尔斯クのレーダーをABM(弾道弾迎撃ミサイル)制限条約に合致させるか、撤去すべきである。

私たちは、アメリカとソ連にたいし、宇宙に配備するABMシステムの開発、実験、配備を禁止した一九七二年のABM制限条約の規定に厳密に従うことを探する。ABM技術についての研究計画の継続が一九七二年ABM制限条約の規定に従うことを探する。私たちは、

この運動を展開するのは、マサチューセッツ工科大(MIT)のヘンリー・ケンダル教授とIBMの物理学者ミサイル技術の極端といわれるリチャード・ガーヴィン博士の二人が、いわゆるスター・ウォーズ計画に反対する立場に、ソ連に対して、宇宙兵器開発をやることを競りながら、新聞広告やテレビ・スポーツの運動資金を、運動に参加する学者たちの拠点を、シンクトン首都圏で始まるテレビ局に運び、一本は、少年が見上げていて、突然、宇宙戦争が始まると空で突然、宇宙戦争が始まるシーン。もう一つは、米國の中心になって米国の科学者たちが、かけた「関心を持つ科学者達に対する立場に、ソ連原爆開発に携わったピグターリー・エイエスコップ氏(MIT教授)が、レーガン大統領のSDI推進を批判することを競っている。

すでに検討された内容からみて、この構想はまぎれもない軍事研究の一大プロジェクトであるが、同時にレーザー、光学機器、コンピューター等、それ自体は軍事固有のものではない多くの科学技術分野にかかわっており、その中には科学者にとって魅力あるテーマも少なく見出されるにちがいない。このことは、SDIへの協力がたんに軍事研究協力の範囲にとどまらず、科学界全般にさまざまな影響をおよぼし、科学を大きく歪めることも予想させる。

発射直後の相手の大陸間弾道ミサイル(ICBM)をレーザー兵器で狙撃することをかなめとす、現在考えられている構想では、SDIが発動される時点において、その数秒前に核の発射がなされ核戦争が始まっていることを見逃してはならない。SDIは核戦争の勃発を前提としているのである。

また、SDIはその標的をもっぱらICBMに限定し、中距離核や戦術核は考慮外においているので、かりにそれが技術的に実現したとしてもすべての核兵器の廃絶につながるものではない。SDIはたとえ研究プログラムとはいえ、その途上で、とりわけ衛星攻撃兵器の開発と運動し、核軍備競争を宇宙に拡大することは、アメリカ国内の科学者も指摘しているよううたがない。われわれは、日本国憲法の精神にのつとり、戦争のための科学の研究にたずさわらないとともに、科学者としての一切の協力を拒否するものである。

われわれがSDIに反対するのは、核抑止力や相互確証破壊(MAD)戦略を必要悪として容忍する立場からではなく、核兵器そのものをいまだに完全に禁止し、核戦争を絶対に起させないという真摯な願いと決意に発するものである。

われわれはこの機会に、すでにSDI反対の行動にたちあがっている欧米の科学者に敬意と連帯を表明するとともに、核兵器廃絶という緊急目標達成のために、共同の努力をいつそうつよくることを訴えるものである。



湯川・朝永宣言

また私たちは、私たちの究極目標は、人類の経済的福祉と社会正義が実現され、さらに、自然環境との調和を保ち、人間が人間らしく生きることのできるような新しい世界秩序を創造することであると考える。

いまから二十年前、ラッセルとAINSHNUYATINが宣言を発表し、核時代における戦争の廃絶を呼びかけ、人類の生存が危険にさらされていることを警告した。その宣言の精神にもとづいて、私たちは、人類の一員としてすべての人々に、次のことを訴えたいと思う。

広島・長崎から三十年、私たちは、核兵器の脅威がますます増大している危険な時代に生きている。いま私たちは、一つの岐路に立っている。即ち、核兵器の開発と拡散がやむことなく行なわれていくか、或は、この恐るべき核兵器が絶対に使用されないという確実な保障が人類に与えられるようになる大きな転換の一步を踏み出すか、その重大な岐れ路に立っている。

私たちは、戦争と核兵器の廃絶のために努力を傾けてきた。しかし、それがみるべき成果をあげたとは考えられない。

むしろ、その成果の乏しいことに憂いを深めざるをえない。ラッセル・AINSHNUYATIN宣言が発表された当時は、まだ大量の核兵器は存在せず、世界平和の実現のためにその手始めとして熱核兵器の廃絶を行なえばよいという考え方方が成り立つ時代であった。だが遺憾ながら、その後、私たちは、核軍備競争をくいとめることができなかつたばかりでなく、核戦争の危険を除去することもできていない。また種々の国際的なとりきめによって、軍備管理という枠組の中で多くの努力と苦心がつみ重ねられたけれども、その成果にみるべきものはない。

従って、核軍備管理によって問題の解決が可能であるという期待をもつべきではないと、私たちは信ずる。そして核軍縮こそが必要であるという確信を深めざるをえない。というのは、軍備管理の基礎には核抑止による安全保障は成り立つという誤った考え方がある。従って、もし真の核軍縮の達成を目指すのであれば、私たちは、何よりも第一に核抑止という考え方を捨て、私たちの発想を根本的に転換することが必要である。

たしかに核軍縮は全面完全軍縮を実現するための中間目標にすぎない。しかし、その核軍縮ですら、それに必要な政治的、経済的、社会的条件をみたさない限り、その実現はどうていありえない。

もし核戦争が起れば、破局的な災厄と破壊がもたらされ、そうした新しい世界をつくることは不可能となるばかりでなく、史上前例のないほどに人間生活が破壊されるであろう。このようにみれば、核兵器を戦争や恫喝の手段にすることは、人類に対する最大の犯罪であるといわざるをえない。このように核兵器の重大な脅威が存在する以上、私たちは、一日も早く、核軍縮を実現するために努力しなければならない。私たちは、全世界の人々、とくに科学者と技術者に向って、時期を逸することなく、私たちと共に、道を進まれんことを訴える。さらに私たちは、核軍縮の第一歩として、各国政府が核兵器の使用と、核兵器による威嚇を永久かつ無条件に放棄することを要求する。

一九七五年九月一日

湯川秀樹

朝永振一郎

『宣言署名者』 飯島宗一、W・エブシュタイン、小川岩雄、H・オルセン、M・カブラン、E・E・ガラル、坂本義和、K・スプラマニアム、関寛治、D・ゼンクハース、W・C・ダビドン、豊田利幸、H・A・トルホク、西川潤、野上茂吉郎、B・T・フェルト、R・A・フォーラー、P・ブラウ、M・マフーズ、O・モーレ、F・ヤノホ、山田英二、H・ヨーク、G・W・ラスジェンス、J・ロートブラット、渡部経彦



防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律(案)に対する一問一答(抜粋)

57年11月 自民党政務調査会・編

[総論]

問2 防衛秘密を守るだけでよいのか、外交上の秘密はどうておいてよいのか。

(答) 国家の秘密は多方面にわたっており、秘密の度合も軽重さまざま

あります。一方民主主義国家では、国民が政治や行政について民主的監視を全うすることを保障するため、知る権利が強調され情報の公開が求められています。従って国家の秘密の中でも一国の安全保障に最も具体的に関係のある国の防衛に関する特別の秘密事項だけを当面スパイの手から何としても守らうとするのが今回の立法の趣旨目的でありますから、一般的に国の秘密と考えられるが極めてその範囲が広く、かつ時間と共に秘密の性格や軽重度が変化する度合の強い外交秘密は、法的限定がむずかしいので公務員の守秘義務の範囲内に止め、スパイ防止の対象の特別の秘密とすることを見合せたのです。

[各論]

(第一条関係)

問1 スパイ行為とは何か。

(答) スパイ行為とは、一般的には、外国に知らせる目的で国家の秘密を探知したり、収集したり、あるいは国家の秘密を外国にしらせることであると言えましょう。

この法律案では、第四条第一号の「外国に通報する目的をもって、防衛秘密を探知し、又は収集」する行為と、同条第一号の「防衛秘密を外国に通報」する行為をスパイ行為の典型としてとらえています。

(第二条関係)

問3 防衛秘密は、どの程度のものか。

(答) この法律の秘密は防衛上秘匿する必要があるものを指すのであり、これは、この法律の目的や法定刑の重さから考えて、それ自体相当高度の秘密をいうものと解されます。

問4 「公になつていらない」とはどういう意味か。

(答) 秘密が全く漏れていないか、又は漏れたとしてもその範囲が相当多数の人々には及んでいないことを言います。

相当多数の人々が防衛秘密を知ってしまった原因が合法的なものによるか違法的なものによるかの如何を問わず、もはや防衛秘密ではありません。

日本国内ではまだ知られていないが、外国において、例えば出版物により多数の人々が知った状態になれば、やはり「公になつていらない」には該当しません。

問5 スパイに対する裁判は公開して行われるのか。その裁判が公開されるということであれば、防衛秘密を公にしなければ犯罪の立証ができるないというディレクマがあり、スパイの処罰が難しくなるのではないか。

(答) およそ裁判は憲法第八十二条第一項により公開が原則となっており、また、同条第二項ただし書に該当する場合には、常に公開して行われることになります。その場合において、裁判における秘密の立証は秘密事項そのものを法廷に提出しなくとも、問題となっている防衛秘密の種類と性質や、その秘密とされる理由及び未だ多数の人々には知られていない蓋然性等を立証すれば足りると解せられます。このことは、国家公務員法上の守秘義務違反を問われたいわゆる黴税トラの巻事件における最高裁の判例(52年12月9日第一小法廷決定)に照らしても明らかであるといえましょう。

したがって、防衛秘密を公開しなくともスパイの処罰を行うことができると言えられます。

なあ、新聞倫理綱領に「第一 新聞の自由 公共の福祉を害するか、または法律によって禁ぜられている場合を除き、新聞は報道、評論の完全な自由を有する」とあるように、取材活動及び報道の自由も絶対無制限のものではありません。

仮にスパイ防止法案により取材活動及び報道の自由が制約をうけることなどても、それは国の安全を確保するために受忍されるべき必要最小限度の制約であり、取材活動及び報道の自由を不正に侵害するものではありません。

問7 スパイ防止法案は、取材活動及び報道の自由を不正に侵害するものではないか。

(答) 報道の自由及びその前提となる取材活動の自由は、我が国の民主的な政治体制の根幹をなすものであり、最大限に尊重されなければならないません。一方、国の独立と平和の確保のため防衛秘密が漏れるなどを防がなければならないことは当然であります。

取材活動及び報道の自由は前述のとおり最大限に尊重されなければなりませんが、それについても、防衛秘密の保持の上から、自らなる制約があると考えられます。

問7 スパイ防止法案により取材活動及び報道の自由が制約をうけることなどても、それは国の安全を確保するために受忍されるべき必要最小限度の制約であり、取材活動及び報道の自由を不正に侵害するものではありません。

なあ、新聞倫理綱領に「第一 新聞の自由 公共の福祉を害するか、または法律によって禁ぜられている場合を除き、新聞は報道、評論の完全な自由を有する」とあるように、取材活動及び報道の自由も絶対無制限のものではありません。

仮にスパイ防止法案により取材活動及び報道の自由が制約をうけることなどても、それは国の安全を確保するために受忍されるべき必要最小限度の制約であり、取材活動及び報道の自由を不正に侵害するものではありません。

問7 防衛秘密を取り扱う国の行政機関とはどんか。

(答) 別表の内容からみて防衛廳がこれに該当することは言うまでもありませんが、別のはかに、別表第一号への防衛上必要な外國に関する情報又は日米相互援護協定に伴う事務その他の関係で外務省、総理府(

内閣調査室) 又は通産省等が関係してくることになります。またこれ以外の省庁(運輸省等)がそれぞれの権限に基づいて防衛秘密を取り扱うことになる場合も考えられます。

問9 防衛秘密に標記が付されていない場合にも第四条以下の罪が成立するか。

(答) 防衛秘密かどうかは、実質秘の考え方をとるので、標記の有無とは関係なく定まります。仮に標記が付されていなくとも、客観的にその実質が我が国の防衛上秘匿することを要するものであり、行為者にその認識があれば第四条以下の罪は成立しますが、標記が付されていなければ、防衛秘密の認識を欠く場合が多いものと思われます。なお、標記が付されていても、裁判所が防衛秘密の認定をしないことはあります。

(第四条関係)

問12 「外国に通報する」とはどういう意味か。

(答) 外国に防衛秘密を知らせ、又は外国がこれを知り得る状態に置くことをいいます。その方法のいかんを問いませんが、直接外国に告知、伝達、交付する等の方法による場合はもちろんのこと、このようない法によらずとも、外国が知り得る状態になることを認識し、そのようになることを許容した行為も含まれるものと解されます。

問13 一党独裁国家における党など国家機関以外のものに通報する場合、専ら国内で公表する場合又は外国の報道機関に配信する場合は「外国に通報する」といえるか。

(答) これらはいずれも「外国」に直接通報する場合でないが、これらの場合には、結果的に我が国の防衛秘密を知り得る状態になることが明らかであり、しかも行為者がこのような状態になることを認識し、そのようになってもよいと認容して行為する場合には、「外国に通報する」に該当するものと解されます。

(第五条関係)

問16 第五条第一号を設けた趣旨は何か。

(答) 不当な方法による探し・収集行為を処罰することとしたのは、スパイ活動の実態が組織化されており、幾重にも協力者(手先)を用いていることが多く、その組織の末端でスパイの手先として直接探し・収集に当たっている者(その手先となつたいきさつは金銭目当てとか脅迫に屈して等が考えられます。)は、通常は「外国通報目的」を知らずにやっている場合がむしろ多いと考えられるのであり、このような行為を処罰の対象とするには、外国通報目的のある探し・収集行為を処罰する第四条第一号だけでは十分とはいえないからです。

なお、刑事特別法第六条第一項及び日米秘密保護法第三条第一項第一号にも同様の立法例があります。

問17 「不当な方法」とは何か。その具体例を挙げよ。

(答) 「不当な方法」とは、方法自体が法令に違反する場合のほか、社会通念に照らし妥当とは認められないような方法を用いる場合をいいます。方法 자체が違法な場合の例としては、窃盗、詐欺、贈賄、建造物

侵入、信書開破、入ることを禁じた場所に正当な理由がなくて入る行為等が考えられます。社会通念に照らし妥当性を欠く例とは、飲酒により防衛秘密を複写したり、公務員でない者を金品で買収したり、多量に酒を飲ませて酔に乘じて聞き出したり、いわゆる色じかけで誘惑する行為等が考えられます。

問20 「防衛秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者」とは何か。具体例を挙げよ。

(答) 「業務」とは、人が職業その他社会生活上の地位に基づき継続して行う事務又は事業をいい、「防衛秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者」とは、職務権限に基づくと契約に基づくとを問わず、その者の業務の性質上、事实上継続的に防衛秘密を取り扱う地位にある者又はそのような地位にあった者をいいます。具体例としては、防衛庁の職員で事实上継続的に防衛秘密を取り扱っている者や、民間企業において防衛秘密に当たる艦船、航空機、武器等の装備品の生産等に携わっている者が挙げられます。

問22 「他人に漏らす」とはどういう意味か。

(答) 「他人に漏らす」とは、防衛秘密に係る事項又は文書、図画若しくは物件を、告知、伝達、交付等の方法により、自己以外の者に了知させ、又はその者の知り得る状態に置くことをい、漏らす相手方が特定人であるかどうか、また、その人数の多少を問いません。

(第六条関係)

問24 第六条に該当することとなるのはどのような場合か。

(答) 第四条第一号の防衛秘密の外国通報行為及び第五条第一号の防衛秘密取扱業務による防衛秘密の漏せつ行為以外の漏せつ行為のすべてが本条の対象になります。具体的には、探し・収集した防衛秘密を他人に漏らす場合、防衛秘密を取り扱う業務以外の業務、例えば、本法違反事件の捜査官等が業務に基因して知得・領有した防衛秘密を他人に漏らす場合、偶然の事由により、例えば、たまたま拾得することにより知得・領有した防衛秘密を他人に漏らす場合が該当します。

(第八条関係)

問28 第八条第二項の「業務より知得し、又は領有した」とは具体的にはどのような場合か。

(答) 具体例としては、検察官又は警察官が本法違反被疑事件の捜査に当たり防衛秘密を知得・領有した場合、本法違反被疑事件の担当裁判官や弁護人が裁判の過程等において防衛秘密を知得・領有した場合、国会議員が秘密会において防衛当局から説明を受け防衛秘密を知得・領有した場合、大蔵省の防衛担当主計官が防衛当局の説明により防衛秘密を知得・領有した場合、タイプピストや印刷関係者が防衛秘密に係る事項のタイプ、印刷等を依頼されて防衛秘密を知得・領有した場合等が考えられます。これに対し、検察官又は警察官が窃盗事件の捜査中偶然防衛秘密を知得・領有した場合や防衛庁の高官の運転手が高官の話を耳にはさんで防衛秘密を知得した場合は偶然の事由により防衛秘密を知得・領有したものでありますから、これには該当しません。

問35 防衛秘密に関する別表が規定する事項は極めて広汎にわたっており、これでは自衛隊に関する事項がすべて対象になってしまふのではないですか。

〔答〕①法案では、対象とする防衛秘密の範囲を、「別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書図画又は物件で、わが国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になっていないもの」（第1条）としています。

従つて、別表に掲げる事項に該当するものすべてが、秘密となるもの

ではなく、その中でも、既に公になっているものは当然除外される外、

公にされていないものでも、相当高度の秘密でなければ「わが国の防衛上秘匿を要する」ものと言えないことも当然であり、实际上その範囲は極めて限定されます。

②そのような観点から、防衛秘密とされるような事項としては、例えば次のようなものが考えられます。

ア、防衛の計画等に関するものとしては、自衛隊が作成する各年度の「防衛準備に関する計画」や長期・中期の「防衛見積り」のように、想定される侵略の態様とこれに対する具体的な対処の方法又は一定期間における侵略を企図し得る外国の意図・能力の評価とこれに対する防衛力の要改善点及び改善のための努力の方向を示すもの等があげられます。

イ、自衛隊の編成や行動に関するものについては、弾薬の種類ごとの保有量、警戒監視部隊や、対空ミサイル部隊等、常時即応の体制による部隊の配備、能力等のよう、自衛隊の個々の部隊の具体的な能力（即応能力、撃戦能力）及び行動の方法等があげられます。

なお、有事にあつては、部隊の組成、任務、行動等の具体的な内容は、一層秘匿されなければなりません。

ウ、右記の外、自衛隊の部隊に関するものとしては、自衛隊の陣地、通信施設、飛行場、レーダーサイト等の弱点、航空機用シェルターの構造等の施設に関するもの外、防衛のための神経とも言つべき通信の具体的な内容や暗号が該当することとなります。

エ、防衛に必要な外国に関する情報のうちでは、我が国的情報収集分析能力を示すこととなる、外国の軍隊の具体的な動き等に関するもの外、日米の信頼関係に基づいて米国から入手する各種情報等が該当することとなります。

オ、装備品に関するものとしては、その構造、性能等のうち、当該装備品の運用の限界を示すものや新規装備品を構成する最新の技術内容等が該当することとなり、例えば、対空ミサイルの発射までに要する時間や追尾性能、戦車の装甲の強度、レーダーが妨害に対抗する性能等各種のものが考えられます。

なお、米国から供与された装備品に関するものも当然含まれなければなりません。

③このように、防衛秘密として保護の対象となるものは、我が国の安全を確保するうえで真に秘匿されなければならないものののみであり、同時に、政府において、防衛に関する国民の理解を得るうえで必要な事項は、国会等において積極的に説明するよう努力すべきものです。

問36 別表に掲げられた事項のうち、「一、防衛に関する事項」の内容を説明せよ。

〔答〕「イ、防衛のための態勢、能力若しくは行動に関する構想、方針若しくは計画又はその実施の状況」とは、例えば、自衛隊が侵略の脅威

に対して、どのような方面で、どのような態勢で、どのように守ろうとしているか、また、そのために、どのような態勢をつくり、能力を持つとしているか、といふ点の考え方、或いは、いつどこに、どのようないわば侵略が予想され、それに対しても対処するかという具体的な計画及びそれらの実施状況のことと、我が国の防衛にあたつて自衛隊がとるべき基本的な努力の方向を表すものです。

「ロ、自衛隊の部隊の編成又は装備」とは、自衛隊の行動の単位である各級部隊の組織、指揮系統及びその保有する装備の内容のことと、いわば部隊の戦闘能力を量的ないし物的側面から表わすものです。

「ハ、自衛隊の部隊の任務、配備、行動又は教育訓練」とは個々の部隊がどのような任務を有し、その任務達成のためにどのように配備され、また行動するか、或いは任務遂行のためどのような教育訓練を行つてゐるか、といったことを内容とし、自衛隊の部隊の企図ないし、運用の方法に関するもので、いわば部隊の戦闘能力を方法ないし機能の面から表すものです。

「ニ、自衛隊の施設の構造、性能又は強度」とは航空基地やレーダーサイト等防衛に必要な固定的施設や陣地の構造、性能、強度のこととで、これらの施設が航空機の運用や防禦戦闘において、どのような機能を發揮し、又は、攻撃に対してどのように残存できるか、といった能力を表すものです。

〔ホ、自衛隊の部隊の輸送、通信の内容又は暗号〕のうち「輸送」は、部隊のじ後の行動、戦闘能力を間接的に表わすことになります。

また「通信の内容」は、部隊の具体的な行動のほか、防衛に関するすべての事項が含まれており「暗号」は、こうした通信の内容を秘匿するための手段であつて、いずれも秘匿を要するものです。

「ヘ、防衛上必要な外国に関する情報」とは、例えば外国が我が国の侵略を企図する場合に、どの程度の能力を有しているか、といった判断の基礎になる各種の知識のことと、我が国安全保障全般の考え方のほか、防衛のあり方、方法の決定要因になるものです。これらは、いわば我が国安全保障の「手の内」に関するもので、どの程度の知識を有しているかにより、侵略の防止のための方策や侵略への対処の的確さが変わつてくる性質のものです。

問37 別表の「一、防衛に関する事項」は、平時において秘密とされるような内容ではないのではないか。

〔答〕専守防衛を旨とする我が国の防衛を考えると、侵略に対する備えという点では、有時・平時を区別して考えることはできません。昭和51年10月に閣議決定された「防衛計画の大綱」においても、「直接侵略事態が発生した場合には、その侵略の態様に応じて即応して行動し、限られたかつ小規模な侵略については、原則として独立でこれを排除し」得る態勢を、平時からとつておくべきものとされています。

また、防衛の基本は、侵略の未然防止にあります。そのためには、平時から各種の態様の侵略に即応できる防衛力を整備しておくことと並んで、その防衛力に係る秘密を秘匿しておくことが必要であると考えています。



学生新聞 850706



日本科学者会議 前事務局長 原 善四郎 サンニヤク

自民党が新自立派との「研究の秘密」を強行し、次期国会で成立をねらう「国家機密法」。国民の目、耳、口を封じるかの法案は、学問研究の自由といいかかわるのか、「研究の秘密」をめぐって問題が起つていて、アーヴィングの実情は、などについて、日本科学者会議の前事務局長、原善四郎さんについてみました。

な情報が、「秘密」と指定され、それを漏らしたら罰せられることになります。外交では、たとえば、国際政治を研究しているような人は直接関わるでしょう。

「防衛の秘密」が、たんに自衛隊の特定の事柄や兵器研究だけというよりも、もっと防衛一般に関することになるようですから、研究はやりにくくなることは必至です。

また、日本には「情報公開法」が国の段階にありませんから、もともと防衛や外交などが「秘密」になりやすい。

そんなんになって「国家機密法」ということになれば、「秘密」はますます拡大されるかもしれません。

政府の一方的な判断で政府にとって都合の悪い情報は、すべて国民に聞かせない。もちろん研究者にもタッチさせない。研究者の場合、様々な形で調査し研究しても、それを発表すると「秘密」を漏らしたとして処罰されることが起きるわけです。自然科学・社会科学を問わず、学問の自由は大幅に狭められるといえます。

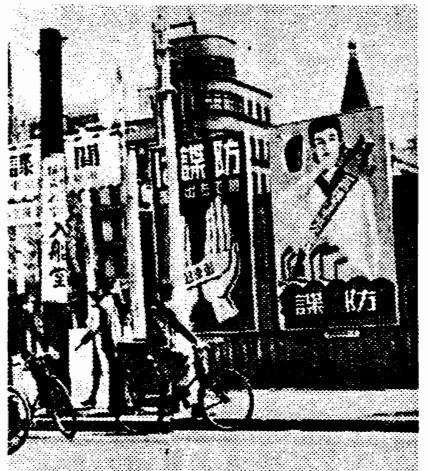
昨年十月に大学関係者にて、国防総省の方から覺書が出て、国防総省委託の基礎研究は研究成果の発表を制限しないというふうになっていましたが、国防次官の口約束にすぎず、アメリカの学者は研究発表できるかどうかが、びくびくしている状況があります。

今年三月にも、写真光学測器工学会の講演会がありましたが、ここでも発表予定の二百十九論文のうち四十三論文に国防総省から発表差し止めの通告が出されたのです。それでは困ると協会が国防総省にかけあい、「十八論文だけは公開制限がつけられた分科会で発表してよいことになりました。しかし出席者は守秘の誓約書に署名させられたそうです。

原善四郎さんは、「國家機密法」が、純粹に磁性材料の研究のための研究が、「防衛の秘密」にふれるといわれるかも知れません。この

一、「国家機密法」がもしく施行されるかなどに、どんな研究が制限されることになるのでしょうか。
原善四郎さんは、「國家機密法」を継続審議にいたしましたが、どことも許しがたいことです。
学問研究との関わりですが、國家機密法によると防衛関係、外交関係のいろいろ

戦前、「防諜」の名のもとに国民は目もふさがれ戦争の道へ…



号が「研究の秘密」の問題を持集しています。それによる特集として、「一九八一年夏の写真光学測器工学会の年会のとき、輸出制限法に抵触するとの国防、商務両省からの警告で、シンポジウム開会直前に七百論文中一百論文の著者が発表をとりやめ、大混乱したといいます。

また八四年七月にカリブオーラニア大学ロサンゼルス分校が、金属複合材料情報センターの協力で金属複合材料に関する成人教育講座を開きました。ところが、その講座はアメリカ市民だけに限られ、一般公開できません。それで評判も悪くて、この分校では、聽講制限つきの成人教育講座は今後、引き受けないことにした、などのことが報じられています。

学者・文化人など多くの人たちが「国家機密法」制定に反対する声明を出されました。
原善四郎さんは五月の定期大会で、「『国家機密法』の制定に反対する声明」を読みます。もちろん学生研究の分野においても、「国家機密法」を守るために、研究成果の発表禁止や「国家機密法」の漏洩による研究者の処罰が起ることが予想されるからです。

今、アメリカはSDI（戦略防衛構想）の研究をすすめようとしており、中曾根首相はSDIに理解を示し、アメリカに対し軍事技術供与を約束しました。また産官学協同をいつそうすすめようとしていますが、官といつた場合、日本では当然自衛隊が入るわけで産軍学協同といえる側面があります。

SDIの研究でアメリカは日本の先端技術をとり入れようとおどり、軍事研究の関係でアメリカとの提携も強まっています。日本での「秘密」の問題が出てきました。

「研究の秘密」をめぐる問題でアメリカでは、研究發表差し止めが起きているそうですね。原レーガン政権になつてから、ソ連に軍事技術の重要な点が流れるのを防ぐという理由で、秘密を保持しなければならない、流したもののは罰する、という大統領の行政命令が八年に出されました。

『Bulletin of the Atomic Scientists』誌(ハーバード大学)

科学の発展と人類への貢献願い

です。

靖国懇が 二次素案 違憲論も明記

公式参拝基調で容認



図解・「スパイ防止法」と日米共同作戦計画

